

宝石さんご採捕承認事務取扱要領

令和5年6月6日
三重海区漁業調整委員会

1 承認対象者の範囲

委員会指示の2に規定する試験研究の用に供しようとする者の範囲は、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者とする。

2 承認の申請

宝石さんごの採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けようとする者は、宝石さんご採捕承認申請書（第1号様式）を、次に掲げる書類を添えて三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1の1号様式）
- (2) 用船による場合は、船舶使用承諾書（第1の2号様式）
- (3) 漁業権漁場内において採捕する場合は、漁業権者の同意書（第1の3号様式）
- (4) その他委員会が必要と認める書類

3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、宝石さんご採捕承認証（以下「承認証」という。）（第2号様式）を申請者に交付する。

4 承認証の書換交付

採捕の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに宝石さんご採捕承認証書換交付申請書（第3号様式）に、2（1）～（4）の書類及び承認証を添えて委員会に提出すること。

5 承認証の再交付

採捕の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに宝石さんご採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

6 承認証の返納

採捕の承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に承認証を委員会に返納しなければならない。なお、返納時に承認証を亡失していた場合は、宝石さんご採捕承認証亡失届（第5号様式）を委員会に提出すること。

7 採捕報告書

委員会指示の8に規定する採捕報告書の様式は第6号様式のとおりとする。

8 有効期間

この取扱要領の有効期間は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとする。